

<p>公安委員会 説明資料No. <b>1</b></p>	<p>「災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について</p>	<p>平成26年11月6日 交通規制課</p>
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>「災害対策基本法の一部を改正する法律案」が、10月14日に閣議決定され、国会審議中のところ、同法の施行に必要となる関係政令の規定の整備を行うもの。</p> <p><b>2 災害対策基本法改正案の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時、道路管理者は、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行の妨害となる車両等の占有者等に対し、道路外の場所へ移動するなど必要な措置をとることを命ずることができることとする（第76条の6第1項）。</li> <li>○ 命令の相手方が現場にいない場合等は自ら当該措置をとることができることとする（第76条の6第3項）。</li> <li>○ 公布の日から施行。</li> </ul> <p><b>3 政令案の概要</b></p> <p>(1) 災害対策基本法施行令の一部改正（第33条の3関係）</p> <p>道路管理者は、法第76条の6第1項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならないこととする。（緊急を要する場合で、あらかじめ、当該都道府県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後、速やかに通知）</p> <p>(2) 道路交通法施行令の一部改正</p> <p>条ずれに伴う技術的修正</p> <p><b>4 施行期日</b></p> <p>公布の日（改正法の公布と同日）</p> <p><b>5 今後の予定</b></p> <p>改正法の成立後速やかに閣議決定予定</p> <p>（内閣府、総務省及び国土交通省と共同請議）</p>		

1 開催日時

平成26年11月14日（金）午後1時30分から午後4時30分ころまでの間

2 開催場所

警察大学校第一講堂

3 主催者（共催）

警察庁及び公益財団法人警察協会

4 発表テーマ

警察職員としての使命感と誇り（発表時間は4分30秒以内）

5 出場者（発表順）

	管区別	府県名	演 題	階級等	氏名(年齢)
1	東北	福島	女性警察官として	巡査	山本 琴美(21)
2	関東	群馬	警察官として	巡査	渋川 智子(32)
3	九州	熊本	強く優しく	巡査部長	吉村 文(32)
4	北海道		誰も泣かない世の中のために	巡査部長	小島 陽彦(31)
5	四国	徳島	出会いは人を強くする	巡査部長	行天 康平(31)
6	警視庁		今、私にできること	巡査	藤川千枝子(25)
7	中部	愛知	絶対に諦めない	巡査長	野田 安菜(24)
8	中国	広島	心に寄り添う	巡査長	渊内麻里子(25)
9	近畿	兵庫	信念、揺るぎ無く	巡査部長	富士谷 晃(35)
10	関東	長野	夏山常駐の記録	巡査	藤澤 周平(23)

（注1）出場資格は、採用時教養修了後6年以内の巡査部長（同相当職）以下の警察職員

（注2）上記の出場者は、都道府県大会、管区大会を通じて選考された者

6 表彰

内閣総理大臣賞（最優秀1名）※国家公安委員会委員長から伝達

警察庁長官賞（最優秀1名、優秀2名）

警察協会会長賞（最優秀1名、優秀2名）

7 審査委員（6名）

横山秀夫（作家）〔審査委員長〕、宮崎緑（千葉商科大学教授）、平野啓子（語り部）  
ダニエル・カール（タレント）、岩橋修（警察協会専務理事）、警察庁次長

8 その他

- (1) 本大会は、昭和49年に現行警察法施行20周年を記念して第1回大会を開催し、今回は22回目
- (2) 発表会の模様は、衛星放送により庁内及び全国警察に中継予定
- (3) 発表会后、発表内容を収録した文集を全国に配付するとともに、警察庁ホームページに発表内容文を掲載予定

## 1 経緯

平成16年に日本で第1回協議を実施して以降、日中両国警察の協力関係を強化するとともに、各分野における個別案件を効率的に処理することを目的として、両国の実務担当者が相互訪問し、協議を行ってきたもの。平成22年の第6回協議（中国主催）以来、4年ぶりの開催。

## 2 今回の協議の概要

### (1) 日程及び開催場所

日程：平成26年10月29日（水）

場所：合同庁舎2号館第7・8会議室

### (2) 両国警察からの出席者（代表）

警察庁：鈴木長官官房審議官（国際担当）

中国公安部：李公安部国際合作局副局長

### (3) 協議の概要

以下のテーマについて両国実務担当者が直接協議を行い、両国の犯罪情勢、犯罪対策等について情報交換を行うとともに、共助要請中の事件に対する捜査協力を推進。

#### <協議テーマ>

- サイバー犯罪捜査
- 生活経済事犯捜査
- 国境を越える犯罪の捜査
- 薬物犯罪捜査
- 特殊詐欺（振り込め詐欺）捜査
- テロ対策